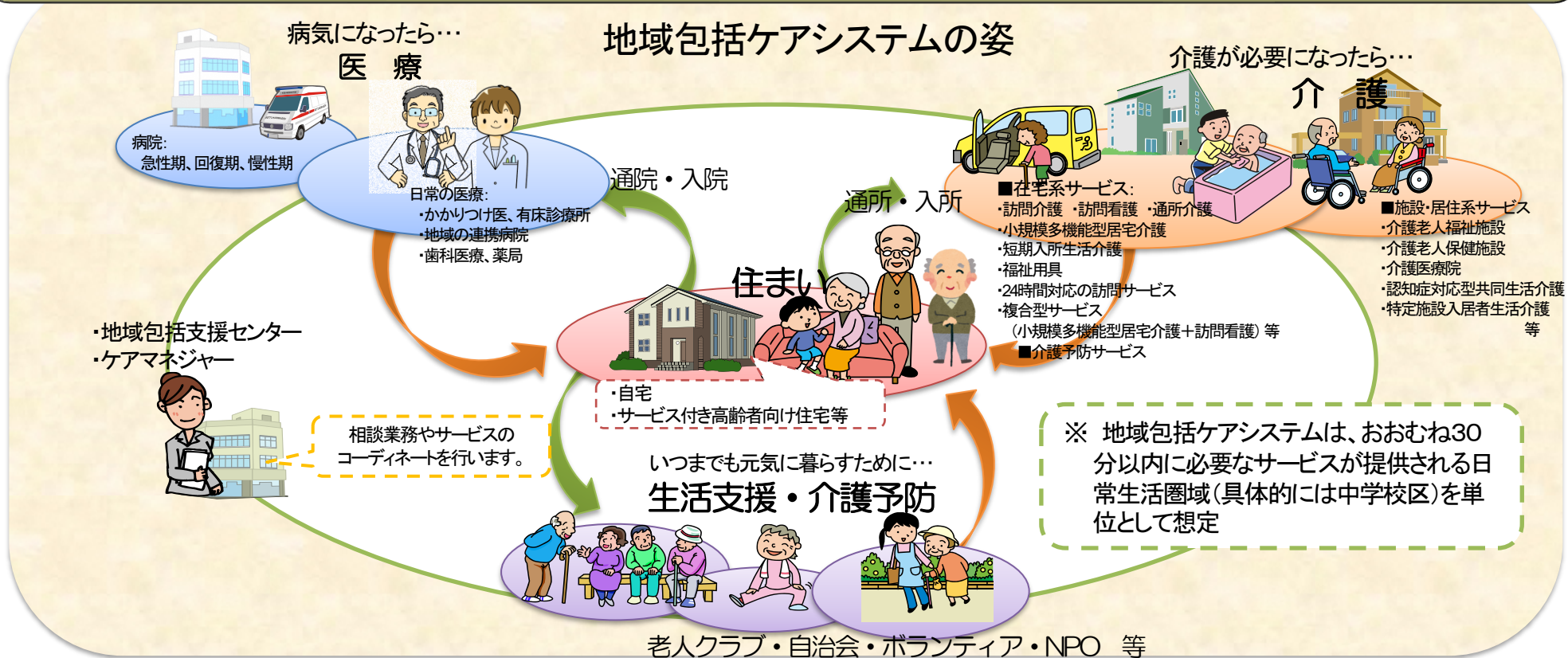




九州厚生局における移動支援について

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域共生社会の実現に向けて

「必要な支援を包括的に提供する」ことが必要であるのは、高齢者だけではない。

障害者、生活困窮者、子ども等に対する「多世代対応型」の地域包括ケアシステムが必要。

高齢者

障害者

生活困窮者

子ども

都市部など、それぞれの専門的なサービスを整備することが可能な地域

- 地域のニーズを踏まえながら、不足するサービスを整備することが必要。
- サービス提供主体の連携の下に、複合課題(高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯、介護と育児に同時に直面している世帯等)や制度の狭間(ごみ屋敷、障害はあるが手帳申請をしない等)への対応も必要。

それぞれの専門的なサービスを整備することが難しい地域

- 制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域の多様な主体がつながりながら、地域を共に創ることが必要。
- 同時に、地域の課題の解決(各種産業での人手不足の解消、地場産業の育成、資源の保全、コミュニティの形成等)にもつなげることができないか。

いずれの地域においても必要なことは、

- 地域の多様な主体が「我が事」として参画すること。
- 地域の人・資源が、分野・世代を超えて「丸ごと」つながること。

このような社会が「地域共生社会」であり、その実現に向けた取組は、「まちづくり」の取組であり、「地域力の強化」のための取組である。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通



他省庁と連携した取組の推進

- 自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題などをヒアリング等により把握し、他省庁（国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省）の地方支分部局と連携し情報共有等を行うとともに、厚生労働省及び他省庁の関連施策等を活用した支援策の検討などを行う。

（１）居住支援（国土交通省九州地方整備局との連携）

九州地方整備局と共同で、市町村の福祉分野と住宅分野の職員と共に各分野が持つ資源や情報力の有効活用を検討し、市町村における実効性のある具体的な連携政策を創ることへの支援を行う。

（２）移動支援（国土交通省九州運輸局との連携）

各県を通じて、移動手段の確保に課題を抱えている事業者（高齢者や生活困窮者の通いの場、障害者の就労継続支援事業所などの実施主体）を把握し、九州運輸局と連携し、当該地域の交通事業者に協力の可能性等の検討の要請や両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

（３）農福連携支援（農林水産省九州農政局との連携）

福祉関係事業者（農業への取組を検討している障害者就労継続支援事業所等、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体）から、九州農政局と共同でヒアリングを行い、実施可能性やその方法を検討し、地域のJA等に対して協力できる農家等の調査を依頼するとともに、両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

※ 農林水産省では、平成29年度から、農山漁村振興交付金に農福連携対策が創設されており、これまで管内9団体を支援。
また、厚生労働省では、平成28年度から、「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る都道府県に対する補助金が創設されており、これまで管内全県を支援。

（４）ICT利活用支援（総務省九州総合通信局、経済産業省九州経済産業局との連携）

福祉関係事業者や医療関係事業者等から、ICTの導入検討や課題についてヒアリング等により把握し、九州総合通信局や九州経済産業局にその内容等を伝達し、各省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

令和6年度当初予算案 1,804億円（1,933億円） ※（）内は前年度当初予算額

令和4年度予算額 : 1,928億円
交付決定額 : 1,759億円（執行率91.3%）

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



咲かそう、地域包括ケアの花！

2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）
- ② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体 市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築

○「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）等を踏まえ、同事業への多様な主体の参入を促進する観点から、以下の取組を行う。

- ① 市町村が、生活支援体制整備事業を活用し官民連携のための取組を進めることについて、地域支援事業交付金により支援
 - ② 都道府県が、官民連携の場として生活支援体制整備事業プラットフォームを構築する取組について、地域医療介護総合確保基金により支援
 - ③ 国においても、地域づくり加速化事業の一環として、生活支援体制整備事業プラットフォームを構築
- ※ 令和6年度の保険者強化強化中央研修（国立保健医療科学院）において、生活支援コーディネーター向け研修の充実を行い、①～③の取組を支援

① 生活支援体制整備事業に係る標準額の増額（市町村）

○「住民参画・官民連携推進事業（仮称）」（生活支援コーディネーターがタウンミーティング等を行い、地域の医療・介護関係者、多様な主体（民間企業や多世代の地域住民等）とともに地域課題の洗い出しと解決策の検討を行った上で、民間企業等を活用した地域での生活支援や介護予防活動・社会参加活動・就労的活動に資する事業の企画・立案～実装～運営（モデル的实施を含む）を行う事業）を実施した場合、生活支援体制整備事業に係る標準額の増額（1市町村あたり4,000千円）を認める。

②③ 生活支援体制整備事業プラットフォームの構築（都道府県・国）

○ 国・都道府県において、高齢者の介護予防・日常生活支援の活動を通じた地域づくりに取り組む官民の関係団体により構成されるプラットフォームを構築し、市町村や生活支援コーディネーター・協議体の活動と地域の多様な主体との活動をつなげるための広域的支援を行う。

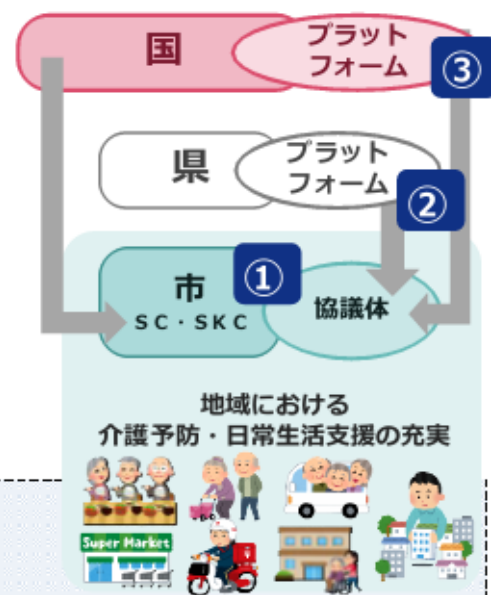
（※）都道府県における生活支援体制整備事業プラットフォーム構築の支援は、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の「地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業」のイ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業（高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する事業）を活用して実施。

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会におけるの中間整理（抄）（令和5年12月7日）

- Ⅱ. 総合事業の充実のための具体的な方策
2. 地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充
（地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築）

- 民間企業などの地域の多様な主体は、市町村単位などの行政区画を意識して事業を展開しているケースは少なく、市町村やこうした多様な主体をつなげるためのキーパーソンとなる生活支援コーディネーター等との接点も少ない。このため、国や都道府県に生活支援体制整備事業のプラットフォームを構築し、総合事業と民間企業などの地域の多様な主体との接続を促進することが必要である。
- 併せて、生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。その際、生活支援コーディネーターの活動全体に対する評価の考え方や手法についても検討を進めていくことが必要である。

取組イメージ



1 事業の目的 令和6年度当初予算案 89百万円(1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

- 団塊世代(1947~1949年生)が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修(全国・ブロック別)や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきたところ。
- 令和6年度においては、引き続き伴走的支援の実施を図りつつ、以下の内容の充実を図る。
 - ①今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、引き続き、全国8か所の地方厚生(支)局主導による支援を行うとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、**地域レベルでの取組を一層促進**していく。
 - ②また、令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実に集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、第9期を見据え、**生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築(全国シンポジウムの開催含む)**を図る。

2 事業の概要・スキーム

1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① **地方厚生(支)局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施(全国24か所)**
・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修を併せて実施【拡充】
- ② **自治体向け研修の実施(各地方厚生(支)局ブロックごと)**
- ③ **支援パッケージ(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実**
(注)市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。

2. 全国の生活支援コーディネーターや協議体等がつながるためのプラットフォーム(PF)を構築【新規】

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

- 国から民間事業者へ委託



【補助率】

- 国10/10

(実績)

令和4年度伴走支援を行った自治体 24自治体

九州厚生局地域包括ケアシステム等アドバイザー派遣

- 令和元年度より、九州・沖縄管内の地域包括ケア深化推進及び地域共生社会実現に向けた支援を希望する市町村・県・社会福祉協議会等（以下、「市町村等」という。）に対して、課題に即したアドバイザーの派遣を実施。

○アドバイス項目

- (1) 介護予防・日常生活支援事業
- (2) 一般介護予防事業
- (3) 地域ケア会議
- (4) 在宅医療・介護連携推進事業
- (5) 認知症総合支援事業
- (6) 権利擁護（成年後見・介護相談員等）
- (7) 生活支援体制整備事業
- (8) 地域共生社会関係
- (9) その他

○アドバイザー登録者数

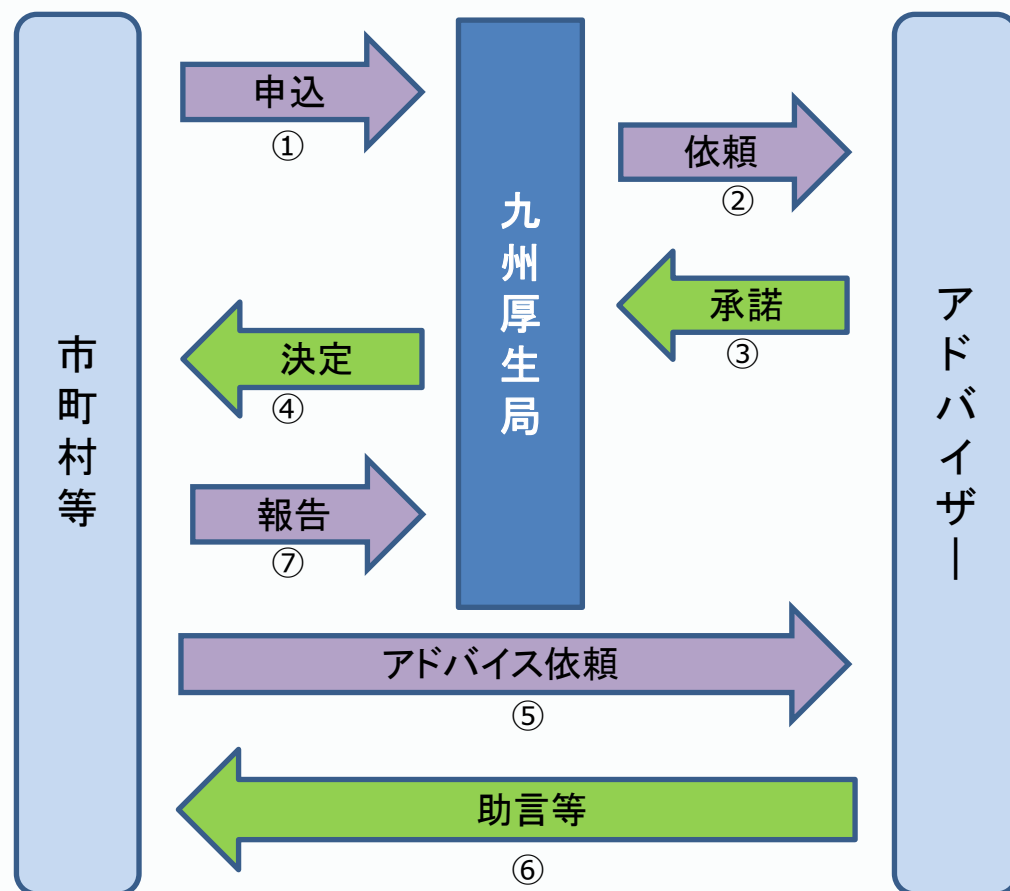
15人（令和6年2月現在）

○申請方法

九州厚生局ホームページでご確認ください。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/caresystem/adviser_00001.html

○アドバイザー派遣概要（流れ）



九州厚生局地域包括ケアシステム等アドバイザー（一覧）

九州厚生局地域包括ケアシステム等アドバイザー一覧

令和5年7月現在

アドバイザー氏名	所属	役職	アドバイス可能な分野、事業等									地域共生社会関係	備考
			地域包括ケアシステム関係										
			介護予防・日常生活支援事業	一般介護予防事業	地域ケア会議	在宅医療・介護連携推進事業	認知症総合支援事業	権利擁護（成年後見・介護相談員等）	生活支援体制整備事業	その他			
1 石井 義恭	大分県臼杵市地域力創生課	課長代理			○	○					○※1	○	※1 地域包括ケア全般
2 石山 裕子	福岡県大川市福祉事務所	地域福祉係長	○		○					○			
3 井手 薫	NPO法人 栄町地域づくり会	理事（事務局長）									○※2		※2 高齢者支援
4 梅本 政隆	株式会社地域創生Coデザイン研究所	主査									○※3	○	※3 認知症の人に対する地域支援体制の構築
5 江田 佳子	長崎県佐々町多世代包括支援センター	参事（保健師）			○					○	○※4		※4 地域共生に向けた地域まるごとケアについて
6 大坂 純	東北こども福祉専門学院	副学院長	○	○	○				○	○			
7 岸部 誠	NPO法人 市民後見人の会・ながさき	理事長							○				
8 坂上 陽一	公益社団法人肝属郡医師会肝属郡医師会立病院	地域医療室長				○							
9 佐藤 信人	宮崎県立看護大学看護学部	特任教授			○		○				○※5	○	※5 ケアマネジメント・ケアプラン点検・認知症ケアを切り口にした地域づくり・地域共生型認知症ケアバス
10 猿渡 進平	医療法人静光園白川病院地域医療連携室	地域医療連携室長					○				○※6		※6 高齢者支援、認知症と共に生きる社会について
11 党 一浩	福岡市認知症フレンドリーセンター	センター長					○						
12 中垣内 真樹	鹿屋体育大学・スポーツ生命科学系	教授		○									
13 原 舞	福岡県中間市保健福祉部介護保険課	高齢者支援係第1層生活支援コーディネーター								○			
14 宮田 太郎	社会医療法人関東会法人本部 地域福祉推進室	地域福祉推進室長（元大分県国東市第1層SC）								○			
15 山内 強	熊本県大津町介護保険課地域包括支援センター	就労的活動支援コーディネーター（元九州厚生局地域包括ケア推進課長）	○	○						○	○※7	○	※7 地域包括ケア全般：事業のPDCAサイクル・各事業の連動・地域づくり・介護アシスタント導入等

九州厚生局地域包括ケアシステムアドバイザー派遣（実績）

- 令和元年度より九州・沖縄管内の地域包括ケア深化推進及び地域共生社会実現に向けた支援を希望する市町村等に対して、それぞれの市町村等の課題に即したアドバイザーの派遣を実施。
- 令和6年3月現在、アドバイザー実登録15名、これまでアドバイザーを派遣した実績は19件。

派遣月	派遣先	イベント名	派遣アドバイザー
R5年7月	宮崎県医療ソーシャルワーカー協会	令和5年度 老健支援相談員のための研修会	「認知症総合支援事業」アドバイザー 猿渡進平氏（医療法人静光園白川病院地域医療連携室長）
R5年7月	医療法人社団 豊永会 飯塚記念病院	令和5年度 福岡県認知症医療センター認知症啓発研修会	「認知症総合支援事業」アドバイザー 猿渡進平氏（医療法人静光園白川病院地域医療連携室長）
R5年8月	宇城市地域包括支援センター	令和5年度 宇城市の認知症を支えるための医療と介護がにつながる研修会	「認知症総合支援事業」アドバイザー 猿渡進平氏（医療法人静光園白川病院地域医療連携室長）
R5年12月	沖縄認知症見守りコンソーシアム	認知症地域づくりシンポジウム	「認知症総合支援事業」アドバイザー 猿渡進平氏（医療法人静光園白川病院地域医療連携室長）
R6年2月	宮崎県	令和5年度第2回宮崎県生活支援コーディネーター交流研修会	「生活支援体制整備事業」アドバイザー 宮田太一郎氏（社会医療法人関愛会法人本部 地域福祉推進室長）
R6年2月	大分県	令和5年度生活支援コーディネーター連絡会	「生活支援体制整備事業」アドバイザー 宮田太一郎氏（社会医療法人関愛会法人本部 地域福祉推進室長）

福岡県中間市 買い物支援「青空市場」

【自治体概要（令和4年4月末時点）】

人 口	40,135人
高 齢 化 率	38.34%
認 定 率	21.7%
日 常 生 活 圏 域 数	6圏域

【概要、ポイント】

中間市は、高齢化率38%を超え、福岡県内でも高齢者の割合が高い自治体である。『支えあい共に住み続けるまちづくり』を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの深化、費用負担の公平性と社会全体で支える基盤整備を進め、介護不安を解消し、誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現を目指している。

生活支援体制整備事業では、市内に第1層協議体を1つ、第2層協議体（校区まちづくり協議会福祉部）6つが設置され、第1層生活支援コーディネーター、第2層地域支え合い推進員が調整役となり住民主体の活動を支援しながら、誰もが高齢になっても、住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、「向こう三軒両隣」の復活を目標に掲げ、高齢者の社会参加や介護予防の促進を行っている。

【取組経緯等】

- 中間市では、さまざまな団体や市民で構成される校区まちづくり協議会を市内の6小学校区に1ヵ所ずつ整備し、防災、防犯、孤独死防止などの地域課題の解決に向けて地域住民が主体的に取り組んでいる。
- 行政は協力団体として校区まちづくり協議会の取り組みを支援しているが、地域課題は複雑に入り組んでいるため、役所内で各部署が連携しなければ地域のニーズに応えることができない。地域づくりを進める上で、障害となっている行政のいわゆる「縦割り」について、「わたしたち、たてわりやめました」をスローガンに、組織間の壁をなくし、本当の意味での「庁内連携」の実現を目指している。
- 生活支援体制整備事業の買い物支援「青空市場」は、坂道が多く商店もない地区で買い物に困っている人たちを支えるため、老人クラブや自治会、民間企業、中間市が協働し、令和2年11月から移動販売として、まず1つの地区で開始。その後、大型商業施設の閉店の影響や独居高齢者が自転車で買い物に行く途中で転倒する事故が発生したことなどを受け、3地区に販売地区を拡大して開催。令和4年度中には、新たに3地区を加え、6地区での開催を予定。

【取組の内容】

- 月に1度、各地区30分程度で「青空市場」を開催。野菜、魚類、大豆製品、菓子、惣菜等移動販売が可能な複数の事業所が出店し販売している。
- 主催は老人クラブや自治会等の住民主体で、開催日時の決定や開催案内などを行い、生活支援コーディネーターは販売業者との調整を行っている。
- 青空市場ののぼりやBGM用のスピーカー、商品陳列用のテーブル等の準備。また、どこで何を売っているか分かりやすくするために看板を手作りする等の工夫を行っている。



【取組の効果】

- 自分で見て選んで買い物ができる。
- 活動量が増加し筋力低下を予防できる。
- 互いに見守る安否確認の場になる。
- 買い物支援だけでなく地域コミュニティの場になっている。



【今後の展望等】

現在、市内からの出店は2店であり、残りの2店は市外の事業所である。出店事業所の決定権は地域にあるが、市内の事業所で協力可能な企業があれば調整を図り、地域と繋げてく。また、市内では買い物支援が必要とされる高齢者が増加しているのに反し、配達等の細かいニーズに応じる小売店が減少しているため、この課題を深刻化させないためにも地域と協働して支援を継続、拡大させていく。

福岡県うきは市 生活支援体制整備事業

【自治体概要（R4.4.1時点）】

人 口	28,359 人
高 齢 化 率	35.4 %
認 定 率	15.76 %
日 常 生 活 圏 域 数	11 圏域

概要、ポイント

市内11の旧小学校区単位で第2層協議の場（協議体）づくりを目指し、これまで**第1層SC（社協）と市職員が地区ごとに勉強会を繰り返し実施**しており、地域包括ケアシステムへの理解、参加者全員で考え・話し合う土台、地域課題等への共通認識の醸成を図っている。この地道な活動が本事業を進める要となっている。現在、11地区中8地区で勉強会を実施し、うち7地区で協議の場が設置されている（R4.5時点）。**第1層SCは市職員と緊密に連携**し、勉強会の開催等第2層の支援にあたる。また、第1層協議の場では、第2層からの活動紹介、課題提起を受け、地域ケア会議等に対し政策提案を行う。

協議の場では、住民のみならず地域に関わる関係者全員で地域のことを考える場としており、地域課題の解決に向けて活発な意見交換が行われている。

【取組経緯等】

市のまちづくり事業として、平成26年度に地区公民館を継承・発展する形で旧小学校区ごとに11の「地区自治協議会」が設置された。少子高齢化が進み、地域の実情・課題について住民自ら考え話し合う場が必要となる中、平成27年度に生活支援体制整備事業を開始し、第1層SCを社協へ委託。第2層については、地域性の違いから中学校区単位での実施は難しいと判断され、既に立ち上がっていた地区自治協議会の実施するまちづくりと協議の場の目指すべき姿が共通していたため、地区自治協議会単位で実施することとなった。第2層協議の場立ち上げに向けた地区自治協議会ごとの勉強会では、第1層SCと市が緊密に連携し支援を行い、最終回ではレーダーチャートを用いた地域課題の可視化により協議の場でのテーマ設定を行っている。第2層SCは、市から委託を受けた地区自治協議会が住民に委嘱する形をとっている。

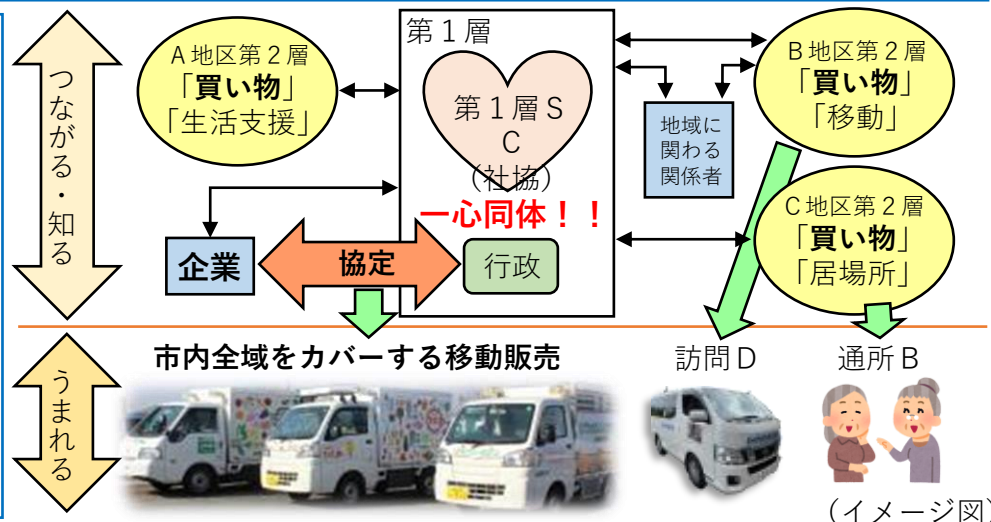


【具体的取組の内容】

○移動販売との連携

地域の共通の課題である「買い物に困っている」という声を市内3社が実施する移動販売と繋げ解決していくためには、第2層圏域を越えた地域の協力が必要であった。そのため、「移動販売」をテーマに第1層協議の場を開催。協議の場に向けた準備段階で把握した「台風等により移動販売を実施できない際の利用者への連絡手段」「事業者同士の情報共有の場」等の課題の解決を図るために、市と3社の間で**包括連携協定**を締結。

これにより、防災無線や市のLINEアカウントを活用した悪天候等による休業時の利用者への連絡、3社の情報共有の場の設定のみならず、利用者の見守りやケアマネジャー等との情報共有・連携が可能となった。



(イメージ図)

○今後の展望等

コロナ禍により、地域の居場所活動の中止や遠方の家族が帰省できないことで、高齢者の孤立化が進んでいることを第1層協議の場で共有したところ、携帯キャリアショップを運営する地元企業からの申し出により、**高齢者向けスマホ教室**の企画が立ち上がった。さらに、**高齢者や介護予防の分野の枠を超え**、情報格差解消による商工振興、防災、地域活動、生涯学習への展開を見据え**庁内連携会議**を実施。

連携会議の参加者：市長公室、総務課、市民生活課、市民協働推進課、生涯学習課、うきはブランド推進課、保健課、第1層SC

年月	令和5年1月
町内の人口	1,582人
高齢者人口	656人
高齢化率	41.46%

かんころの会は、平成30年3月に設立された「かんころの家」を拠点に活動する第2層協議体。第2層生活支援コーディネーターを中心に、各地区の区長や民生委員等、合計27名で構成。平成30年に町内の全世帯へ「生活支援事業に係るアンケート」を実施（回収率：92%）し、高齢者のニーズを把握。アンケート結果等で把握した課題について具体的な方策を協議体で検討し、ニーズに沿った様々な取組を展開。

厚生労働省が主催する「通いの場全国フェスティバル」において、「新しい通いの場アイデア & 実践コンテスト部門」で優秀賞を受賞。

主な取組内容

かんころの家



廃校となった校舎を活用したコミュニティ施設で、通いの場を運営。毎週2回、毎回20名程度が送迎サービスにより集まり、自由な時間を過ごしている（体操、おしゃべり、カラオケ等）。

また、高齢者が得意な干し柿作り等を通じて、認知症予防にも取り組んでいる。

※「かんころの家」の由来：校舎建設費の大部分をかんころ（さつまいもや大根の切干）産業の収益で賄われたことにちなんでいる。

助け合い かんころ号 送迎サービス
(自家用有償旅客運送)

町内を巡回し、利用者を「かんころの家」に送迎。依頼があれば市役所や郵便局等へも送迎。

- ・利用登録者：約50名
- ・実施日：週2回（1回当たり20名程度）
- ・利用料：バス利用料 往復100円＋施設利用料100円
- ・運転手：ボランティア（約20名）

かんころ市場



かんころの家の農産物直売所。地元住民がつくった新鮮な農産物等を、地元へ供給することで、高齢者の生きがいや地産地消に繋がっている。

- ・登録者：128名（町内外含む）
- ・登録品数：約100点
- ・売上金額：月平均6万円（10%は運営費）

移動スーパー



元民生委員が運営する移動スーパーを誘致し、かんころの家を含め移動販売を実施。肉や魚等の生鮮食品も販売。

業者と地区社会福祉協議会が見守り協定を締結し、見守り活動も実施。

ご清聴ありがとうございました

厚生労働省HP「地域共生社会」や「地域共生社会のポータルサイト」もぜひご覧ください



九州厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課
TEL 092-432-6784